

|  |               |              |                    |
|--|---------------|--------------|--------------------|
| <p>請願番号</p> <p>請願の件名</p>   | <p>請願第41号</p> | <p>受理年月日</p> | <p>平成22年11月24日</p> |
| <p>350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択を求める請願</p> <p>【請願趣旨】</p> <p>わが国にはB型・C型肝炎患者が350万人もおり、その大半は輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされます。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓ガンに進行し、命が危険となる重大な病気です。</p> <p>肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定の血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法（以下「救済特措法）」が平成20年1月に制定されました。</p> <p>しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気づいた時にはカルテの保存義務の5年が過ぎており、殆どの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による救済から除外されています。救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にもあるように、①手術記録、母子手帳等の書面②医師等の投与事実の証明③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は、薬害被害者として認め、救済特措法を適用し、広く救済するという枠組みにしなければ、救済されません。</p> <p>また集団予防接種の際の注射器の連続使用によって、B型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最高裁での司法判断が下され、国の責任が確定しています。しかし、今なお原告患者と国との係争が続いており、集団予防接種による感染が疑われるB型肝炎感染被害者の救済と早期の解決が求められています。</p> <p>このような状況の中で、患者たちの命をかけた運動と、全国の地方自治体首長、地方議会の後押しや国民世論の高まりもあって、我が国最大の感染症となったB型・C型肝炎感染は国の責任であることが明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法（以下「基本法）」が、平成21年11月に制定され、今年1月1日施行されました。</p> <p>しかしながら、患者救済の根拠となる「基本法」はできましたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置が行なわれなければ、患者の救済は進みません。そこで「薬害肝炎救済特別措置法」による救済枠を広げ、肝炎対策基本法に基づいて、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を図るため、貴議会として、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、国会と政府に提出していただきますよう、別紙の資料を添えて、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。</li> <li>2) 「救済特別措置法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。</li> <li>3) 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。</li> <li>4) 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障をおこない、基本法が定めた肝硬変・肝臓ガン患者への支援策を進めること。</li> </ol> |               |              |                    |

|        |   |       |       |       |       |        |       |       |       |
|--------|---|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
|        | <p>5) ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。</p> <p>6) 医原病であるウイルス性肝炎の発症者に、一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。</p> <p>7) 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。</p> <p><b>【添付資料】</b><br/> 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）<br/> 私たちが考える「肝炎対策基本指針」</p> |       |       |       |       |        |       |       |       |
| 紹介議員   | <table border="0"> <tr> <td>中野 一則</td> <td>水間 篤典</td> </tr> <tr> <td>満行 潤一</td> <td>新見 昌安</td> </tr> <tr> <td>前屋敷 恵美</td> <td>武井 俊輔</td> </tr> <tr> <td>坂口 博美</td> <td>凶師 博規</td> </tr> </table>  | 中野 一則 | 水間 篤典 | 満行 潤一 | 新見 昌安 | 前屋敷 恵美 | 武井 俊輔 | 坂口 博美 | 凶師 博規 |
| 中野 一則  | 水間 篤典   |       |       |       |       |        |       |       |       |
| 満行 潤一  | 新見 昌安   |       |       |       |       |        |       |       |       |
| 前屋敷 恵美 | 武井 俊輔   |       |       |       |       |        |       |       |       |
| 坂口 博美  | 凶師 博規   |       |       |       |       |        |       |       |       |
| 摘要     |   |       |       |       |       |        |       |       |       |